

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 肝炎ウイルス感染者を、定期的な病態把握、必要に応じた治療をせずに放置した場合、重篤な病態に進展するため、当該事業は、肝炎ウイルス感染者発見後の肝疾患専門医療機関、各地域医師会、各医療機関の医師との連携による医療の提供が不可欠である。 県民の利便性を考慮し、多くの医療機関で検査が可能な体制を整える必要があることから、広く県内の医療機関・医師に対し、必要性を周知し、積極的な受託を勧奨し、取りまとめる必要がある。したがって、これが可能な団体でのみ実施できる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 一般社団法人岐阜県医師会は、肝疾患専門医療機関、各地域医師会、各医療機関の医師との連携を図ることができる者である。 また、一般社団法人岐阜県医師会は、県内の多くの医師が加入しており、県民が一般診療所でも検査受検可能なこと、機関誌や地域組織等を活用し、積極的な受託を勧奨することができる。さらに当該事業に係る受託医療機関のとりまとめ、個々の医療機関からの結果の報告、費用の請求、支払を円滑に行うことが可能である。 このことから、本契約の相手方は、一般社団法人岐阜県医師会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。